

まめで達者な 村づくりを 発展させるために

【表1】
鮫川村がふるさとづくり寄附条例により行う事業

- 1 自然環境の維持、保全および整備に関する事業
- 2 特産品の育成および地域産業の振興に関する事業
- 3 高齢者の生活を支援する地域づくりに関する事業
- 4 教育、歴史文化の保存に関する事業
- 5 子育て支援などに関する事業
- 6 その他村長が必要と認める事業

ふるさと納税制度とは

平成二十年度地方税法の改正により新たに創設された制度で、応援したい、貢献したいと思う地方自治体へ寄附をした場合に、その相当額が所得税やお住まいになっている自治体の住民税から控除される制度のことです。

今回の地方税制の改正では、所得税における所得控除の制度は変わりませんが、住民税での控除が所得控除から税額控除に変更されました。また、従来の住民税にお

ける適用下限額がこれまでの十万円から五千元に変更され、寄附金額から適用下限額の五千元を差し引いた分が、個人住民税における税額控除の対象金額となっております。（上限は、個人住民税〔所得割〕の概ね一割です。）

鮫川村の取り組みをご支援ください

鮫川村では、里山の環境を癒しやふれあいの場として維持し、また地域資源として活用しながら、

村内外の皆さまとともに村づくりを進めています。

これらの取り組みをさらに発展させ、今後も鮫川村が元気になっていくために、村の取り組みに共感を寄せていただける皆さまからの温かいご支援をお願いいたします。

寄附金の
使い道

皆さまからいただいた寄附金は、

「鮫川村ふるさとづくり寄附条例」に基づき、六つの事業に活用されます。【右ページ表1参照】

寄附をお寄せいただく方法

・寄附申込書を提出してください。
寄附申込書を村ホームページよりダウンロードしていただくか、電話やファックスなどにより、役場総務課財政係までご連絡をいただければ寄附申込書を郵送させていただきます。

いただきます。

・寄附金の納入をお願いします。

寄附金の納入には、銀行、郵便局からの振込みや現金での納付があります。

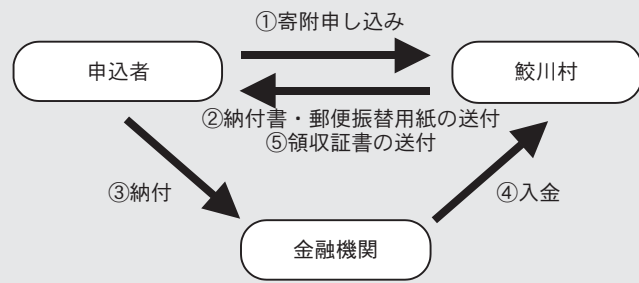
・領収証書を発行します。

寄附金の納入を確認しました後、寄附された方へ領収証書を発行します。この領収証書によって、税の控除を受けることができますので、確定申告時まで大切に保管してください。

■問い合わせ
村総務課財政係
0247-4913111



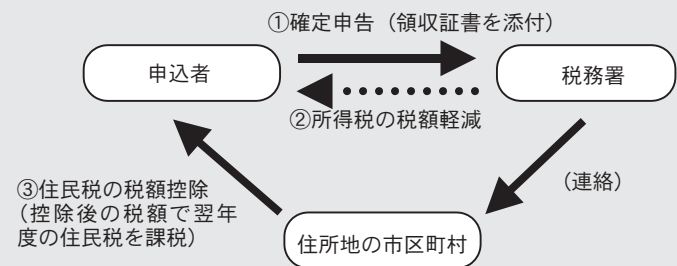
●鮫川村ふるさと寄附金手続きの流れ
銀行や郵便局で納付する場合



現金で納付する場合



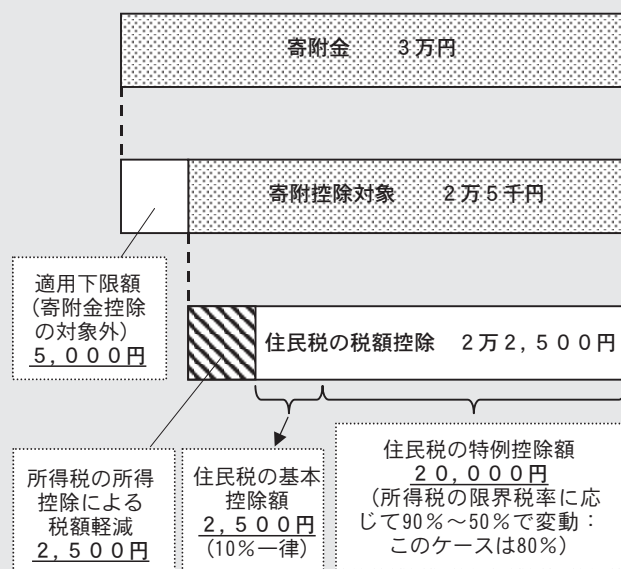
●ふるさと納税で住民税などの軽減を受けるためには



●寄附金控除の計算例

【給与収入600万円で夫婦2人のケース】

所得税の限界税率 10%
住民税所得割額 200,000円



【注①】 特例控除の上限額(住民税所得割額の1割)を超えても基本控除は適用されますが、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額などの30%となります。
【注②】 このモデルケースは、所得税の限界税率を10%、住民税の所得割額を200,000円とした場合です。